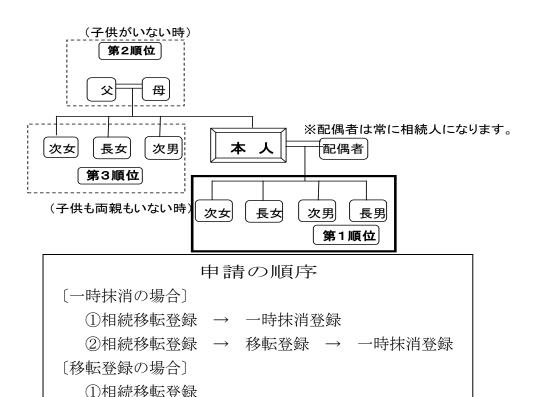
## 相続に関する必要書類



※「永久抹消登録」をする場合は、右記の「B. 1.」の書類の他に、申請相続人の「印鑑証明書」(3ヶ月以内のもの)、「実印を押印した委任状」(本人申請は実印持参)、「移動報告番号」、「申請相続人の振込口座情報」(重量税還付可能の場合。代理人申請の場合は代理人の認印も持参)、自動車検査証、ナンバープレートで手続きできます。

②相続移転登録 → 移転登録

(相続移転登録は、省略)

- ※「除籍謄本」の代わりとして、法定相続情報証明制度の手続きにより法務局で交付された「法定相続情報一覧図」が使えます。
- ※共同相続、相続権利者に「**未成年者」**がいる場合、その他不明な点がございましたら、登録窓口までご相談下さい。

## A. 遺産分割協議書で申請する場合の必要書類

- 1.「所有者」(本人)の**「除籍謄本」** [本人の死亡事実及び相続権利者全員の確認]
  - ※「除籍謄本」に相続権利者全員が載っていない場合には、 「改製原戸籍」謄本も必要です。
- 2. 「遺産分割協議書」
  - ※相続権利者全員の「実印の押印」が必要です。

## B. 遺産分割協議成立申立書で申請する場合の必要書類 (相続する自動車の価格が100万円以下の場合可能)

- 1.「所有者」(本人)の**「除籍謄本」** 〔本人の死亡事実及び申請相続人の相続権利の確認〕
  - ※「除籍謄本」に申請人である相続人が載っていない場合には、 「改製原戸籍」謄本も必要です。
- 2.「遺産分割協議成立申立書」及び相続する自動車の価格が100 万円以下であることを確認できる査定証又は査定価格を確認でき る資料の写し等を添付して下さい。
  - ※申立書には、申請人である相続人の「実印の押印」が必要です。

## A. B. 共通の申請に必要な書類等

- 3. 申請相続人の**「印鑑証明書」**(3ヶ月以内のもの)
- 4. 申請相続人の「実印を押印した委任状」(本人申請は実印持参) また、第三者に譲渡する場合は「譲渡証明書」も必要で、第三 者の方の移転登録に関する書類も必要です。
- 5. 有効期間のある(抹消の場合は期間切れでも可)**自動車検査証**
- 6. 抹消の場合はナンバープレートの返納、番号変更を伴う場合は 車の持込が必要です。
- ※抹消しない「相続移転登録」(申請相続人が新所有者・使用者として自動車使用)で、申請相続人の住所が車検証記載の使用の本拠の位置と相違の場合、「車庫証明書」が必要です。

その他、添付書類が発生してくるケースがあります。